

矢吹町教育委員会告示第 2 2 号

矢吹町教育・保育施設等原油価格・物価高騰対策助成金交付要
綱を別紙のとおり定める。

令和 8 年 7 月 2 4 日

矢吹町教育委員会



矢吹町教育・保育施設等原油価格・物価高騰対策助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰の影響を受けている矢吹町内の教育・保育施設等に対し、矢吹町教育・保育施設等原油価格・物価高騰対策助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、教育及び保育の継続的な提供を支援することを目的とする。

（助成対象者）

第2条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、町内で次の各号のいずれかに該当する施設を運営する民間の事業者等とする。

- （1） 教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。
- （2） 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。

（助成対象経費）

第3条 助成対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに助成対象者が支出した、次の各号に掲げる経費（前条各号に掲げる施設の運営又は事業の実施に係るものに限る。）とする。

- （1） 電気・ガス・灯油・ガソリンに係る経費
- （2） 給食の食材費（ただし、矢吹町教育・保育施設に係る副食費助成要綱により交付を受けた副食費の額に相当する額を除く。）

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、次の表の左欄に掲げる助成対象経費に、それぞれ同表右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、算定した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

助成対象経費	割合
前条第1号に定める経費	100分の6
前条第2号に定める経費	100分の8

2 前項の規定にかかわらず、助成金の額は、助成対象者の令和8年3月1日現在における在籍園児数に5,000円を乗じた額を限度とする。

3 助成金の交付は、助成対象者につき1回に限り、予算の範囲内で行うものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、令和9年1月31日までに、助成対象経費の根拠となる書類を添えて、矢吹町教育・保育施設等原油価格・物価高騰対策助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を速やかに審査し、助成金の交付の可否及びその額等を決定し、矢吹町教育・保育施設等原油価格・物価高騰対策助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消及び返還)

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者がいるときは、矢吹町教育・保育施設等原油価格・物価高騰対策助成金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第3号）により、交付決定を取り消し、交付金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のため必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

年 月 日

矢吹町長 様

申請者（保育園等）

所在地 _____

施設名 _____

代表者氏名 _____ 印

矢吹町教育・保育施設等原油価格・物価高騰対策助成金交付申請書兼請求書

矢吹町教育・保育施設等原油価格・物価高騰対策助成金交付要綱の規定に基づき、
下記のとおり申請します。

記

1 助成金交付申請額 _____ 円

2 関係書類

- （１） 助成対象経費が分かる書類
- （２） その他町長が必要と認める書類

3 振込先

金融機関名		支店名		預金種別	普通 ・ 当座
口座番号		フリガナ			
		口座名義人			

第 号
年 月 日

様

矢吹町長 印

矢吹町教育・保育施設等原油価格・物価高騰対策助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました矢吹町教育・保育施設等原油価格・物価高騰対策助成金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する / 交付しない（理由 ）

2 交付決定額 円

3 支払予定日 年 月 日

4 支払先口座

5 備 考

第 号
年 月 日

様

矢吹町長 印

矢吹町教育・保育施設等原油価格・物価高騰対策助成金交付決定取消通知
書兼返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定した矢吹町教育・保育施設等原油価格・物価高騰対策助成金について、矢吹町教育・保育施設等原油価格・物価高騰対策助成金交付要綱第7条の規定により取り消ししたので通知します。

つきましては、すでに交付した交付金を下記により返還してください。

記

1 取り消しの理由

2 返 還 金 額 円

3 返 還 期 限 年 月 日

4 そ の 他

矢吹町教育委員会告示第23号

矢吹町要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定める。

令和8年7月24日

矢吹町教育委員会



第3条中「に掲げる者」を「の関係者」に改める。

第6条第3項中「団体等者」を「団体等」に改める。

第7条第1項第9号中「福島県中央児童相談所白河相談室、矢吹町保健福祉課」を「福島県県中児童相談所白河相談室」に改める。

別表中「福島県中央児童相談所白河相談室」を「福島県県中児童相談所白河相談室」に、「矢吹町民生委員児童委員協議会」を「矢吹町民生児童委員協議会」に、「平成21年矢吹町条例第14号」を「平成21年矢吹町条例第12号」に改める。

別表「児童福祉関係」の部に次のように加える。

福島地方法務局白河支局

別表「教育関係」の部に次のように加える。

町の区域内に存する認定こども園

別表「警察関係」の部に次のように加える。

白河警察署矢吹交番

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

矢吹町要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改正前	改正後
第1条・第2条 (略) (構成) 第3条 協議会は、別表に掲げる行政機関、法人及び団体等<u>に掲げる者</u>をもって構成する。 第4条・第5条 (略) (代表者会議) 第6条 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次に掲げる事務を所掌する。 (1) 支援に関するシステム全体の検討に関すること。 (2) 協議会の活動状況の評価に関すること。 (3) 協議会の年間活動方針に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、代表者会議の設置目的を達成するために必要があると認める事務 2 代表者会議は、委員30人以内をもって組織する。 3 代表者会議の委員は、別表に掲げる行政機関、法人及び<u>団体等者</u>のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。 4 代表者会議の委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 委員は、再任されることができる。 6 代表者会議に会長及び副会長1人を置き、代表者会議の委員の互選によりこれらを定める。 7 代表者会議の会議は、代表者会議の会長が招集し、代表者会議の会長が議長となる。 8 代表者会議は、代表者会議の委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 9 代表者会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	第1条・第2条 (略) (構成) 第3条 協議会は、別表に掲げる行政機関、法人及び団体等<u>の関係者</u>をもって構成する。 第4条・第5条 (略) (代表者会議) 第6条 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次に掲げる事務を所掌する。 (1) 支援に関するシステム全体の検討に関すること。 (2) 協議会の活動状況の評価に関すること。 (3) 協議会の年間活動方針に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、代表者会議の設置目的を達成するために必要があると認める事務 2 代表者会議は、委員30人以内をもって組織する。 3 代表者会議の委員は、別表に掲げる行政機関、法人及び<u>団体等</u>のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。 4 代表者会議の委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 委員は、再任されることができる。 6 代表者会議に会長及び副会長1人を置き、代表者会議の委員の互選によりこれらを定める。 7 代表者会議の会議は、代表者会議の会長が招集し、代表者会議の会長が議長となる。 8 代表者会議は、代表者会議の委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 9 代表者会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

改正前	改正後
10 代表者会議は、必要があると認めるときは、会議に代表者会議の委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。	10 代表者会議は、必要があると認めるときは、会議に代表者会議の委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。
11 第5条第2項及び第3項の規定は、代表者会議について準用する。 (実務者会議)	11 第5条第2項及び第3項の規定は、代表者会議について準用する。 (実務者会議)
第7条 実務者会議は、支援を適切に行うため、次に掲げる事務を所掌する。	第7条 実務者会議は、支援を適切に行うため、次に掲げる事務を所掌する。
(1) 支援の実施状況の総合的な把握(進行管理等)に関すること。	(1) 支援の実施状況の総合的な把握(進行管理等)に関すること。
(2) 要保護児童等の実態の把握に関すること。	(2) 要保護児童等の実態の把握に関すること。
(3) 支援の方針、方法、計画等の見直しに関すること。	(3) 支援の方針、方法、計画等の見直しに関すること。
(4) 支援に係る関係機関等の役割分担の確認に関すること。	(4) 支援に係る関係機関等の役割分担の確認に関すること。
(5) 個別ケース検討会議における課題の検討に関すること。	(5) 個別ケース検討会議における課題の検討に関すること。
(6) 要保護児童等の対策を推進するための啓発活動に関すること。	(6) 要保護児童等の対策を推進するための啓発活動に関すること。
(7) 協議会の活動状況の代表者会議への報告に関すること。	(7) 協議会の活動状況の代表者会議への報告に関すること。
(8) 実務者会議を円滑に行うため、実務者会議内に定例連絡会議を置く。	(8) 実務者会議を円滑に行うため、実務者会議内に定例連絡会議を置く。
(9) 定例連絡会議は、福島県中央児童相談所白河相談室、矢吹町保健福祉課、矢吹町教育委員会教育振興課、子育て支援課その他会長が適当であると認める構成機関等の実務を担当する者で構成する。	(9) 定例連絡会議は、福島県中児童相談所白河相談室、矢吹町教育委員会教育振興課、子育て支援課その他会長が適当であると認める構成機関等の実務を担当する者で構成する。
(10) 定例連絡会議の招集及び会議の進行は、矢吹町教育委員会子育て支援課が行う。	(10) 定例連絡会議の招集及び会議の進行は、矢吹町教育委員会子育て支援課が行う。
(11) 前各号に掲げるもののほか、実務者会議の設置目的を達成するために必要があると認める事務	(11) 前各号に掲げるもののほか、実務者会議の設置目的を達成するために必要があると認める事務
2 実務者会議は、委員30人以内をもって組織する。	2 実務者会議は、委員30人以内をもって組織する。
3 実務者会議の委員は、別表に掲げる行政機関、法人及び団体等から推薦を受けた者をもって構成する。	3 実務者会議の委員は、別表に掲げる行政機関、法人及び団体等から推薦を受けた者をもって構成する。
4 実務者会議に座長及び副座長1人を置き、実務者会議の委員の互選によりこれらを定める。	4 実務者会議に座長及び副座長1人を置き、実務者会議の委員の互選によりこれらを定める。
5 第5条第2項及び第3項並びに前条第4項、第5項、第7項、第8項及び第10項の規定は、実務者会議について準用する。この場合において、同条第7項中「代表者会議の会長」とあるのは、「実務者会議の座長」と読み替えるものとする。	5 第5条第2項及び第3項並びに前条第4項、第5項、第7項、第8項及び第10項の規定は、実務者会議について準用する。この場合において、同条第7項中「代表者会議の会長」とあるのは、「実務者会議の座長」と読み替えるものとする。
第8条～第11条 (略)	第8条～第11条 (略)

改正前		改正後	
別表		別表	
児童福祉関係	福島県中央児童相談所白河相談室	児童福祉関係	福島県県中児童相談所白河相談室
	福島県県南保健福祉事務所		福島県県南保健福祉事務所
	矢吹町民生委員児童委員協議会		矢吹町民生児童委員協議会
	矢吹町保健福祉課		矢吹町保健福祉課
			福島地方法務局白河支局
保健医療関係	社団法人白河医師会	保健医療関係	社団法人白河医師会
教育関係	矢吹町教育委員会教育振興課	教育関係	矢吹町教育委員会教育振興課
	矢吹町教育委員会子育て支援課		矢吹町教育委員会子育て支援課
	矢吹町立小学校及び中学校条例（平成21年矢吹町条例第14号）別表に掲げる矢吹町立学校		矢吹町立小学校及び中学校条例（平成21年矢吹町条例第12号）別表に掲げる矢吹町立学校
	町の区域内に存する保育園		町の区域内に存する保育園
	町の区域内に存する幼稚園		町の区域内に存する幼稚園
			町の区域内に存する認定こども園
警察関係	白河警察署生活安全課	警察関係	白河警察署生活安全課
			白河警察署矢吹交番
その他	教育長が特に必要があると認める者	その他	教育長が特に必要があると認める者
		附 則 この要綱は、告示の日から施行する。	